

第804回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成22年7月15日（木）午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第803回教育委員会会議録の承認について

4 第804回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

（1）文部科学省「全国学力・学習状況調査」実施に関する請願への対応について

（義務教育課）

（2）平成23年度県立高等学校組織編制計画等について

（高校教育課）

（3）県立特別支援学校内での事故に係る経過について

（特別支援教育室）

6 専決処分報告

（1）教育功績者表彰について

（教職員課）

（2）県立学校の管理に関する規則の一部改正について

（教職員課）

（3）宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

（教職員課）

（4）県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の制定について

（高校教育課）

7 議 事

第1号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

（教育企画室）

第2号議案 職員の人事について

（教職員課）

8 課長報告等

（1）平成22年度第1回高等学校入学者選抜審議会への諮問について

（高校教育課）

（2）平成22年度公立高等学校入学者選抜学力検査分析結果について

（高校教育課）

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

第804回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成22年7月15日(木) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 小林教育長
- 4 説明のため出席した者
菅原教育次長, 高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 菊池特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長ほか
- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第803回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 | (委員全員に諮って)承認。
- 7 第804回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について
委 員 長 | 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。
| 本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 秘密会の決定
教育長報告(一般事務報告)
(3) 県立特別支援学校内での事故に係る経過について
専決処分報告
(1) 教育功績者表彰について
議 事
第1号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について
第2号議案 職員の人事について
委 員 長 | 「教育長報告」の(3), 「専決処分報告」の(1)及び第1号議案及び第2号議案
| については, 非開示情報が含まれていることから, 審議については秘密会としてよろ
| しいか。
| (委員全員に諮って)この審議について秘密会とする旨決定。
| 秘密会での審議は, 次回教育委員会の開催日程決定後に行う。
- 9 教育長報告(一般事務報告)
(1) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」実施に関する請願への対応について
(説明者: 教育長)
本年6月2日付けで, 宮城県教職員組合から「文部科学省「全国学力・学習状況調査」実施に関する請願」
が提出されたので, その内容等についてご報告申し上げます。資料は1ページ及び2ページとなる。
請願の趣旨は, 調査の実施により学校現場に競争が持ち込まれ, 学校を序列化することになるので, 来年
度以降の「全国学力・学習状況調査」の中止や, 県教育委員会が個々の自治体名や学校名を明らかにした結
果公表を行わないことなど, 6項目の要求内容となっている。
県教育委員会としては, 「全国学力・学習状況調査」を, 教育や教育施策の成果と課題を把握し, その改善
を図るために生かしているところであり, 調査を実施することは意義があることと考えている。また, 公表

については、これまでも個々の自治体名や学校名を明らかにした結果の公表は行っておらず、今年度も行う予定はないものである。各市町村の公表については、国の実施要領の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会が自主的に判断すべきものと考えている。

請願者に対しては、ただいま申し上げたことを柱として回答したいと考えているところであり、詳細について義務教育課長から説明を申し上げる。

(説明者：義務教育課長)

それでは、資料2ページの「請願項目」をご覧願いたい。事務局としての考え方をご説明申し上げます。

まず、請願項目1の調査の中止については、先ほどの教育長の説明のとおり、県教育委員会としては、「全国学力・学習状況調査」を、教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るため教育施策に生かしているところであり、調査の実施は意義あることと考えている。各市町村教育委員会においても、所管の小中学校の児童生徒一人一人の学力を把握し、今後の各市町村教育委員会の施策に生かしていくことは意義あることととらえ、参加しているものと認識している。

2つ目の請願項目について、希望利用は市町村教育委員会の主体的な判断に基づくものであると承知している。

項目3については、地域の実状を踏まえ、市町村教育委員会が主体的に判断すべきものと考えている。

項目4について、県教育委員会では分析支援ソフトを開発し、市町村教育委員会の希望により調査結果を預かり、各市町村及び各学校の分析を行い、学力向上に資する資料を提供することとしている。

項目5については、先ほどの教育長の説明のとおり、個々の自治体名や学校名を明らかにした結果の公表は行っておらず、今年度も同様とすることとしている。なお、各市町村での公表については、それぞれ自主的に判断すべきものと考えている。

最後の項目6の学力向上サポートプログラム事業の中止については、本事業は、各学校の希望に基づいた市町村教育委員会の要請を受け、継続して学校を訪問し、模擬授業、教材・教具づくり等の研修を通して教員の教科指導力の向上と、児童生徒の学力向上を図ることをねらいとしたものであり、今後も継続して事業を展開していきたいと考えている。

以上のような内容で、請願者に対して回答したいと考えているので、ご意見についてよろしくお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員

請願項目の2点目について、「全国学力・学習状況調査」の実施要領では、調査が「悉皆」から「抽出」に変わり、「希望利用」については、設置管理者の意思によるということである。この請願によると、「県が、説明と称して、各市町村教委に希望利用の要請をして回ったのではないか。」という指摘である。それが事実であれば、この調査の趣旨を逸脱してしまうことから、その点についてまず伺いたい。

次に、この調査の実施上の問題として、希望利用校での採点の実施については、かなり現場に負担がかかっているようだ。先日、「北部ブロック道県教育委員協議会」の場においても、その点が話題になった。このときの話の中で、「希望利用」の統計データの取り方などで、都道府県が負担を出しているところがある。現在の方式の調査が継続するのであれば、負担のあり方について、文部科学省に要請することも必要ではないかと考えているが如何か。

義務教育課長

平成22年1月に各市町村教育委員会を訪問し、「説明」を行っているが、それは、いわゆる国の事業仕分けによる影響と、「全国学力・学習状況調査」の実施方法が、年末の12月28日に明らかになり、それも大幅な変更となったことから、市町村教育現場の混乱を回避する目的で、実施要領の説明のため訪問したものである。

その際、市町村からは、希望利用を実施した場合の採点、集計、分析等についての要望が出されている。

例年3月に、「次年度の義務教育課の新規事業」についての説明をする際、当該調

査の詳しい実施方法と、県としては分析ソフトを開発し、それによって今までと同様に、県と全国の各学校が比較できるグラフ、調査を受けた子どもたち一人一人にフィードバックできるデータや個人ごとの個票を配付するという旨を伝えている。

また、市町村教育委員会訪問の際、採点については各学校で実施する旨を聞いているところである。この調査により、学校が忙しくなるということは承知しているが、4月の調査実施後、県開発の分析ソフトに入力するためのデータ提出期限は、7月と時間的な余裕があるということ、そして、4月のこの時期に調査があるという状況を各学校には分かっていたと理解している。

小野寺委員

採点関係については、県でもかなり検討を行ったと聞いている。しかしながら、1人当たりの集計にかかる費用が、かなり必要になるということで、やむなく断念したという話である。今後もこのような形で調査が続くのであれば、その費用的なことも含めて文部科学省に要請してもいいのではないかと感じている。

それと、や×で正答が明快な問題の採点はいいのだが、そうではない問題がかなり出題されている。学校の現場では、「これが正答になるのかどうか。困っている。」という話も聞こえてきている。採点に困らないよう色々と類型化されてきていると聞いているが、この方式が続いていくとどうなるのかという心配もある。

私自身の意見であるが、この学力調査には「功罪」があると思っている。「全国学力・学習状況調査」の実施によって、生徒の学力形成とか生活習慣の改善に活かされていることは、結構あると思っている。ただ一方で、この請願が指摘しているような競争的な側面から生じる「やる気」の問題とか、「公表」の問題とか、色々出てきている。学校の中には、この「学力・学習状況調査」の結果を優先してしまい、その結果、教員がプレッシャーなどを感じ、本来の教育活動にマイナスの影響を及ぼしているという話も聞く。ゆとり教育が転換されるに伴って、「学力テスト」体制のような教育が強くなっているという印象がある。学力調査の結果で、教育活動を評価するという風潮に、行政も学校も、振り回されているのではないかと、私は感じている。

「全国学力・学習状況調査」の実施要領には、「本調査によって測定できるのは、学力の特定の一部である。」と、そして、「学校における教育活動の一側面にすぎないことを踏まえること。」と書いてある。測定できるのは学力の一部、社会で生きていく上で必要になる力のうちの限定的な部分だということである。

以前、委員長と話をしたことがあるが、学校教育の役割とは、「知恵と体躯の調和のとれた人間を育てていく。」ことであり、宮城の場合は、それを「たしかな学力」であるとか、「ゆたかなこころ」、「すこやかな体」という形で表現しているものである。もちろん学力を保証するということは、学校の役割ではあるが、その役割が何であるのかというトータルの中で学力について考え、育てていくことが重要であると思っている。

したがって、家庭や行政が各学校に学力向上だけを求めすぎると、学校の機能の一つである、「集団生活を通して人生に必要なものや、態度を学ぶ。」ということが、ともすると見失われてしまうと危惧する。それが塾にはない学校の大事な機能であり、魅力であると思っている。学力調査に当たって、あるいは活用するに当たっては、そういう面について留意していただきたいと考え、申し上げた次第である。

義務教育課長

非常に貴重なご意見であると受けとめる。請願にある内容も踏まえ、そういう面についてもさらに検討し、努力をしていきたいと考える。国の動きもまだまだ不安定であることから、その動きも踏まえ、今後、取り組んでいきたい。

佐竹委員

この学力調査の結果を踏まえて、各学校ではどのような対応をしているのか把握はしているのか。それから、学力調査に対してどのような対策をとっているのか把握はしているのか。

義務教育課長

今年度は、概ね7月末か8月に、文部科学省から結果が公表される予定である。それを受けて、県の分析ソフトに入力を行い、必要な解析を実施し、子どもたち一人一人に渡すデータとして各学校にフィードバックを行う。時期としては10月頃を目途にしているが、可能な限り早めたいと考えている。

調査結果を子どもたち一人一人に返すときには、子どもたちにもその結果について説明をし、努力したことを褒め、さらにはその結果を補う活動を、さまざまな工夫をしながら、学習の態度も含め、各学校で取り組んでもらうということになる。また、各学校では、地域や家庭にも、その結果の連絡を行うという作業にも入ることとなる。

県教育委員会としては、調査結果を受けて分析を行い、これまでの県の施策と照らし合わせて、どのような結果であったのか、いま実施している県の事業との相関性はどうかなどを踏まえて反省を行い、次年度の取り組みに向けての大きな指針として活用したいと考えている。

佐竹委員

質問の投げかけ方で失礼をした。いまの説明に関しては了解である。

学力調査の結果を踏まえて、学校サイドで、普段の授業や学校生活の中に、その調査に係るものが網羅されているのが本来のところであり、学力調査のために勉強をするのではない、普段何が足りないのかを確認するため、何ができているのかを確認するために、この「学力調査」はあると私は理解しているところである。いま、小野寺委員の話にもあったが、非常に色々な意味で授業に対して、負担とか負荷が出てきているという現状にあり、学校自体が競争意識を持ってしまい、学力調査のための勉強に傾いているとすると、それは本末転倒のことと考える。

この結果を踏まえ、何が足りないものなのか、それは日常の授業に網羅するものであって、学力調査のための勉強ではないということを、適切にケアできるようなシステムや方法を、各学校で行うことが理想だと考えるものである。そのようなケアが行われているのかを確認したいと思い、先ほどの質問をしたところである。

義務教育課長

この学力調査も何年か続いてきており、最初はとまどいのあった調査も、活用の仕方としてはかなり定着をしてきているものとする。各学校では子どもたちの成長を確認し、日常の授業のなかで見直しや振り返りに活かしていくということが、本当の利用であり、委員ご指摘のとおり、各学校ではそのように認識しているものであり、県としても各市町村を通じて、そのような呼び掛けをしていきたいと考える。

また、指摘を受けていることとしては、学力調査の過去問題をやりすぎているのではないかということがある。過去の問題を使うということは、子どもが問題に慣れていないために、「あきらめた。」とか、「白紙で出そう。」ということもあることから、各学校においては、テストに慣れてもらうために、子どもたちに見せているものと考えている。決して、点数を上げるために何回も何回も使っているものではないと、認識しているところである。

佐竹委員

学力調査のための授業ではなく、普段の授業を活かせる学力調査であるという部分を、もっと強調していただきたいと考える。「学力調査のために、何か大事なことを犠牲にしている。」という認識が、教員にしろ児童・生徒にしろ、どこかにあったとすると、本来目指すところではないと考えるところである。「普段の学校教育の中で、学力テストへの対応も網羅できている。そのようにすすめていく。」という語り掛けが、改めて必要なのではないだろうか。もちろん、当然に行われているとは思っているのだが、いま一度、「学力調査とは、それが目的ではなく、あくまでも自分たちの普段の勉強の指針として考えるものである。」という部分について、再確認していただきたいと思う。

義務教育課長

「学力向上サポートプログラム事業」で、昨年度は県下101校の小中学校に、年3回、指導訪問を行い、今年度はそれが120校となっている。さまざまな学校の要

望に応えるという形で、県教育委員会で個別に色々話を直接伺っており、その際に、ただいまの佐竹委員ご指摘の点は、確認させていただいているところである。なお、今後は、市町村教育委員会との会議等の色々な機会を通じて、県としてさらにその呼びかけを行っていききたい。

佐々木委員

いまの話にあった学力調査の点数を子どもたちにフィードバックすることは大切なことであるし、学校でそれを踏まえて対応を行うということも、もちろん必要なことである。ただ、もっと大切なことは、その点数や分析結果などに基づいて、県教育委員会として各学校にどのような対応をしていくべきかだと思う。

その結果として、「学力向上サポートプログラム事業」があると理解していたところだが、この請願では、「それを中止してほしい。」ということである。何か県が意図していることと、違う方向の受けとめ方がされているという印象を受ける。つまり、県としては、「学力調査」の結果に基づき、より良い対応をしていくためのものとして、この学力向上サポートプログラム事業を位置づけているが、それが単なる現場へのしわ寄せという形に受けとめられているということである。この事業は、ある意味良い対応方法であると、私は思っているが、それが意図していることと違う受けとめ方があるということは、実際のところ学校の現場で、その意図と違う対応を強要しているということはないのか心配である。

学力向上チームが、実際に各学校に行き、どのようなことを行い、どのように学校の現場に影響があって、どのような改善が得られたかということについて、もう少し分析を行う必要があると感じたところである。当初意図していることと違う作用が起きている可能性も考慮する必要があると思ったものである。

私としては、この事業をさらにより良い形で推進してほしいと考えている。それが、学力調査を実施した一番の意義であると思うし、それに反対する理由について吟味を行えば、さらに良い学力向上サポートプログラム事業の実施ができると思う。

義務教育課長

この学力向上サポートプログラム事業は、「学力調査」への支援のあり方から組み立てたものであり、請願において学力調査の中止を要望していることから、そのまま、「学力向上サポートプログラム事業の中止」に連動しているものと認識している。

この学力向上サポートプログラム事業は、学力調査の得点をアップさせるためのサポートではないものである。とりわけ中学校では「国語」か「数学」の一方を選択して支援を行うものであるし、各学校での校内研究も含め、学校にいる全ての教員を巻き込む形で、子どもたちのためになる教育活動のあり方、教員の指導力アップという観点でサポートを行っているものである。

そのため、指導したことが、翌年にすぐ、学力調査などの得点アップにつながるものではないということも、御理解いただきたい。実施校の教員へのアンケート結果からは、「授業の分析に非常に役立った。」という声が多く、平成20年度のアンケートでは、「改善が図られた。」「やや改善が図られた。」とを合わせると、100%という結果にもなっており、この事業は間違いなく現場の教員のためになっていると認識している。

そのうち、「特にためになった。」という回答の中では、模擬授業など、実践的な授業力向上の取り組みに、教員は充実感を抱いているという結果がでてくる。さらに、この実施校の子どもたちにも調査を行ったところ、小中学校ともに「勉強が好きになった。」とか、「授業がよく分かるようになった。」という回答が返ってきている。実施前と後では、そのポイント数が概ね5ポイントから10ポイント上昇することから、この事業は、教員にも児童生徒に対しても、非常に有効に作用していると考えているものである。

教 育 長

この学力調査は平成19年度から始まっており、平成19年度の春に第1回目の調

査が行われ、その結果が秋に出てきた。その結果を踏まえて、今後、宮城県としてどのような向上を図っていくべきか、有識者の方による検証改善委員会を設置し、そこにおいて対応策の検討を行った。

その結果、取るべき方策として、3つの方向性が示されたものである。1つ目が、教員の指導力の向上。2つ目が、子どもたちの学習意欲の向上。3つ目が、子どもたちの学習環境の改善ということである。3つの方向性の1つである「教員の指導力向上」のための具体的事業として、この学力向上サポートプログラム事業を平成20年度から実施してきているが、そういった趣旨について、必ずしも額面どおりに受け取ってもらっていない面があるのかもしれないことから、その趣旨について、適切に浸透するよう努力していきたい。

委員長

いまの教育長の発言にあった3番目の「学習環境」については、学力の向上等に大きな影響を持っているということは、この調査で見えてきているわけである。それを実際にどのように改善していくのかということは、相当な難問である。地域や家庭など、色々な対策を講じなければならない部分が多いことから、その点の取り組みを今後どうしていくのかということ、検討していただきたいという感じる。

(2) 平成23年度県立高等学校組織編制計画等について

(説明者：教育長)

はじめに、「平成23年度県立高等学校組織編制計画について」を、ご説明申し上げます。資料は3ページ、4ページとなる。この組織編制計画については、中学校卒業生数の減少及び平成22年度の臨時学級増等に対応した学級減の措置である。本県の中学校卒業生数については、平成元年をピークとして、現在まで減少傾向にあり、今後も学級減を実施していかなければならない状況にある。

学級減の対象校及び対象学科については、生徒数の減少、通学区域ごとの学科のバランス、学校ごとの入試倍率や生徒充足状況などを総合的に考慮して決定しており、来年度は5校で学級減を行う。

南部地区の柴田高校、中部北地区の泉高校においては、平成22年度に臨時学級増を実施したことから、普通科でそれぞれ1学級の学級減を行うものである。

また、中学校卒業生の減少に対応するため、登米地区の米谷工業高校において、自動車科を募集停止とし、同じく、栗原地区の一迫商業高校においては、会計科を募集停止とする。同じく、石巻地区の石巻北高校においては、総合学科で1学級の学級減を行うものである。

次に、「平成23年度宮城県公立高等学校入学者選抜について」、ご報告申し上げます。県立、仙台市立、石巻市立も併せてご報告申し上げます。資料5ページをご覧ください。

1の「募集定員」については、全日制課程の募集定員は、合計15,460人。県立5校に加え、石巻女子商業高校商業科で1学級減することから、前年比240人の減となる。

定時制関係の募集定員は、合計1,040人で、前年と同じである。全日制課程と定時制課程の総合計は、16,500人で、前年比240人の減となる。通信制課程は500人で、前年度と同じである。

2の「一括募集実施校」については、資料のとおり3校で実施する。

3の「推薦入試実施校」については、全日制課程75校140学科、定時制課程13校21学科の全校・全学科で実施するものである。

資料6ページをご覧ください。4から9までについては、資料記載のとおりである。

10の「一般入試における面接・実技の実施校」について、全日制課程で面接を実施するのは14校、実技を実施するのは3校、合計17校となる。定時制課程では12校で個人面接、1校で集団面接を実施するものである。

資料の8ページをご覧ください。11の「連携型中高一貫教育に関する入試」及び12の「併設型中高一貫教育に関する入試」については、資料のとおりである。

なお、13の「中等教育学校後期課程に関する入試」については、仙台市教育委員会からの情報として記載しているものである。

9 ページ以降は、「平成 23 年度宮城県公立高等学校入学者選抜における募集定員等一覧」であり、各学校の推薦入試、一般入試の実施内容等が記載されているものである。

以上のとおりご報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員

組織編制計画について、了解である。ところで、中学校の卒業生減少に伴う学級減の傾向が、今後も続いていくと思料されるが、新県立高校将来構想の第一次実施計画では、平成 22 年度から平成 27 年度の計画年次であるが、それによると、中部地区を除いて軒並み学級減を計画している。全県で 20 クラス減の予定である。このことについて、地方の関係者の間では、どの学校が学級減あるいは定員減になるのか心配している。この第一次実施計画、いわゆる「アクションプラン」の中では、どこの学校のどの学科を、いつ減らすのかということについて示していない。それを、いつ、どのように示していくのかということと、その際には、地元の意向を組み入れるのかどうか、答えられる範囲でいいので、教えていただきたい。

教育長

学級減の対象校あるいは対象学科は、その地区の中学校卒業生数の動向、通学区域ごとのバランス、あるいは各高校の入試倍率、定員の充足状況といった要素を総合的に勘案して、決定していくものである。そのため、何年か前に、あらかじめ「ここを減らす。」ということをして、判断して言うことは難しいものである。

小野寺委員

いま説明した要素を勘案し、逐次決めていくこととしており、その前段においては、必ず地元への説明を適切に行い、その了解を得て、公表を行うこととしてきている。

アクションプランで、中部地区を除いて 20 学級の減、数にすれば、正確な数字ではないと思うが 800 人の定員減である。各地区での減少数は決まっているが、個別の学校について、いまの段階で示すことは難しいというのは理解できるので、ただいまの教育長の話にあったとおり、地元の意向を十分に踏まえてすすめるということをお願いしたい。

高校教育課長

もう一つ、定時制高校のことについて、いまの定時制は、全日制からの中退者、不登校であった生徒など、多様な生徒が受け入れられており、昔とは相当に様子が変わってきている。また、多部制をとる昼間部も増えてきている。

新県立高校将来構想では、定時制の収容定員について触れていなかったと記憶しているが、将来ともこの 1,040 人ですすめるということになるのか。

現在のところ、1,040 人としているところである。平成 13 年度から 22 年度までの現行将来構想の中において、石巻地区の定時制課程の統廃合により、東松島高校に多部制の部、部、部を設置し、田尻高校が田尻さくら高校になり、2 部制となっている。全日制課程が、ある時期から昼間定時制も含めて定時制課程に移行しており、数的には増加している状況にある。

ただ、これを今後どのように推移させるかということについては、まだ検討段階にある。定時制課程で実際に行われている教育の現状、地域のニーズ、生徒の実態などを踏まえて、検討していくべきものと考えている。

小野寺委員

第一次実施計画では、定時制について、おそらく触れていなかったのではないかとと思うが、如何か。

高橋教育次長

第一次実施計画では、「通信制独立校」を平成 24 年に名取に設置することについて記載しているところである。定時制については、高校教育課長の説明のとおり、既に設置されている東松島高校、田尻さくら高校での状況や、色々な地域のニーズを踏まえた上で、今後検討をすすめていくこととしていることから、第一次実施計画には、位置づけていないものである。

小野寺委員

その定時制について、私はこの前、定時制課程の高校の教員と激論したことがある。定員のことであるとか、充足率のことであるとか、前にもこの委員会の場で話をして

いるので、分かっていると思うが、私としては継続して気になっている。

何のことかといえば、「定時制を受検しても、合格しない生徒が結構いる。」ということである。私としては、受け入れる側の高校が、もう少し懐を広げて受け入れてほしいという思いである。「現場には、現場の苦勞がある。」ということは十分に理解できるし、色々と難しい面もあると思うが、「志（こころざし）」を教育理念に掲げるのだから、その部分をもう少し考慮した対応ができないものだろうかということである。

そのときの教員との議論は、残念ながら意見が決裂してしまったわけである。

それから、通信制の独立校について、教育・福祉複合施設に持っていくことは、順調にすすんでいるのか。

高校教育課長

現在、基本問題検討委員会を開催しており、学校関係者、保護者等も含めたメンバーで検討をすすめているところである。まだまだ、詰めるべき点、特にカリキュラムについて力点を置いた検討をすすめている。

佐竹委員

ただいまの定時制のことについて、多部制によって不登校の子どもたちが通学するようになったという新聞報道等に目にして、とてもうれしく思っていたところである。いまは、県北地区が多部制のメインなので、そこでの良いことは、できるだけ他の地区にも広げてほしいと考える。いまの小野寺委員の話にもあったが、不登校などで本当は学校に行きたいけれども行けない、あるいは、志はあるけれども、学力が伴わなかったり、他の色々な問題があるため学校に行けない子どもたちが、教育を受けることができるシステム、負担はあるかもしれないが、学校に行きたいという子どもたちを受け入れることのできるシステムについて、引き続き検討していただきたいと考えるものである。

実際に、学校に行きたくても行けずに泣いている子どもたちがたくさんいる。甘えとかでは決してない、もちろん甘えている子どもいるかもしれないが、本当に行きたいけど行けない子どもたち、例えば、夜に早く寝ているが、朝に起きることができない子どもたちが本当にいる。そのような相談をよく受けるが、それが、「多部制の話聞いて入学したら、学校に行けるようになりました。」という嬉しい報告の電話をもらったりもしている。

子どもたちの中には、大人が思う当然が、当然にはならない部分があったりすることから、その部分の枠を広げてあげる、そういう子どもたちに手を差し伸べてあげるということが、とても大事なことと考えるので、よろしく願いたい。

(3) 県立特別支援学校内での事故に係る経過について
会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

10 専決処分報告

(1) 教育功績者表彰について
会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

(2) 県立学校の管理に関する規則の一部改正について
(説明者：教育長)

「県立学校の管理に関する規則の一部改正について」専決処分を行ったので、ご報告申し上げます。資料は2ページから5ページまでとなる。3ページをご覧いただきたい。この改正の理由及び概要についてまとめたものである。

育児・介護休業法の一部改正を受けて県人事委員会規則が改正され、短期の介護休暇が新設されたことに伴い、特別休暇に関する規制の号ずれが生じたことから、県立学校の管理に関する規則における人事委員会規則8-6に係る引用条項のうち、第20条第1項第30号、第31号及び第32号を、それぞれ第20条

第1項第31号、第32号及び第33号とするものである。

専決の理由としては、人事委員会規則の一部改正の日付が6月29日であり、翌6月30日からの施行であったことから、緊急に処理する必要があると判断し、専決としたものである。

以上のとおりご報告申し上げます。

(質疑なし) ；

(3) 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

「宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について」専決処分を行ったので、ご報告を申し上げます。資料は6ページから9ページまでとなる。7ページをご覧願いたい。この改正の理由及び概要についてまとめたものである。

育児・介護休業法の一部改正を受けて職員の育児休業等に関する条例が改正され、職員以外の子の親の状況に関わりなく、育児休業を取得することが可能となったこと等に伴い、当該条例において削除された条項があるので、本県教育委員会規則上の文言を整理し、関連する様式について改正を行うものである。

専決の理由としては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正の日付が6月28日であり、6月30日からの施行であったことから、緊急に処理する必要があると判断し、専決としたものである。

以上のとおりご報告申し上げます。

(質疑)

佐々木委員
教職員課長

具体的にどのように変わったのか、平易な表現で説明いただきたい。
一番のポイントは、資料7ページの2「改正の概要」欄の点線囲いの部分となる。
具体的には、夫が育児休業を取得するとき、「妻が常態として養育に当たれる状況にある場合、夫は取得ができない。」というのがこれまでの取扱い要件だったが、妻の状況にかかわらず、夫は育児休業の取得が可能となったということである。
その要件を規定した条例の第5条第1号が削除されたため、その条項を引用していた当該教育委員会規則について、必要な文言整理を行ったものである。

(4) 県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の制定について

(説明者：教育長)

「県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の制定について」、ご説明申し上げます。資料は10ページから24ページまでとなる。

県立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が施行され、公立高等学校の授業料が原則不徴収になることに伴い、県立学校条例の一部を改正する条例を6月県議会に提案していたところ、6月30日に議決され、7月1日付で公布・施行されたところである。この改正された条例における不徴収の期間及び不徴収承認手続きを定めるため、本規則を制定するものである。

本規則の制定については、県立学校条例の改正が施行される日と同日に施行する必要があるため、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、資料のとおり本年7月1日専決処分したものである。

なお、詳細について、高校教育課長から説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

それでは、県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の概要について、ご説明申し上げます。

規則の説明の前に、県立学校条例の一部を改正する条例について、その概要をご説明申し上げます。資料の11ページをご覧願いたい。項目の3、「条例改正の概要」の(2)になる。条例第6条第2項として、次に掲げる者以外の者からは授業料、受講料を徴収しないことを新たに定めている。

第1号から第4号までが、授業料を徴収する者になるが、第1号に「専攻科の生徒」、第2号に「県立高等

学校の科目履修生」，第3号には「高等学校等を卒業し又は修了した者」，第4号には「在学した期間が知事が別に定める期間を超えるもの」としているが，「留学，休学，療養，その他やむを得ない事情により知事が別に定めるところにより認められたものを除く。」としている。

この第4号中の「知事が別に定める期間」及び「知事が別に定めるところ」について，新たに規則を制定し，取扱いを定めることとしたものである。この規則の内容については，改正条例の概要をご説明した後で，説明させていただく。

次に，(2) の条例第6条第3項から第8項までについて，今回の法律の施行に伴い，在籍する同一学校の異なる課程や他の高等学校の一部の科目を履修する場合においても，在籍する高等学校において授業料が不徴収になっている者や，就学支援金を受給している者については，授業料又は受講料を徴収しないことを定めている。

次に，(2) の条例附則について，附則では，平成22年度に授業料を徴収することになった場合の授業料及び受講料の額と，徴収期限の特例を定めている。7月に条例が施行されることから，第1期分の授業料相当額として4分の1を減じた額を，平成22年度の授業料・受講料の額としている。また，徴収期限についても，条例の施行に合わせ，記載のとおり所要の改正をしている。

以上が改正条例の概要であり，資料の13ページから16ページまでは議決された議案，17ページから20ページまでは新旧対照表となっている。

次に，この条例の内容を踏まえ新たに制定する規則について，その概要をご説明申し上げる。資料の21ページから23ページまでが規則の全文となるが，説明は12ページの「規則の概要」で行う。

規則第1条では，規則の趣旨を規定している。第2条第1項では，先ほど説明申し上げた「知事が別に定める期間」を定めている。全日制の課程は36月，定時制の課程は48月とし，入学する学年によりその月数を調整している。

具体的に，全日制の場合，第2学年に入学を許可された場合は24月，第3学年に入学を許可された場合は，12月としている。通信制については，48月を超えない範囲内で，校長が定める月数としている。通信制においては学年制を採っていないことや，他の高校を中退して入学する生徒が多く，それまでに取得した単位により卒業できる年数が変わることから，生徒ごとに学校長が定めることとしたものである。

なお，他の高校を中退して入学した場合については，従前の在学歴は通算せず，あくまでも入学した学年によって期間を定めることとしている。また，年度途中に入学した場合は，第1項に定める期間を超えない範囲で校長が定めることとしている。

次に，第3条の授業料及び受講料の不徴収の承認について，「留学，休学，療養，その他やむを得ない事情により知事が別に定める期間を超えるもの」について，その承認手続きを定めている。具体的には，その生徒，保護者が在学する校長にやむを得ない事情であった旨を申請し，校長がやむを得ない事情かどうかを判断し，承認をすることになる。

第4条には不正な承認申請があった場合の承認の取消しについて，第5条にはこの規則に定めるもののほか，必要な事項は別に教育長が定めることを規定している。

以上が規則の概要になるが，各学校の担当者会議を7月2日に実施しており，基本的な考え方や，想定される事例などを示しているところである。今後も各学校に対し助言等を行いながら，適正かつ公平な制度運用ができるようにしたいと考えている。

また，参考として，資料の24ページに「教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正新旧対照表」を添付している。この規則改正については，総務部人事課で対応しており，本規則と同様に7月1日付で公布，施行となっている。

以上のとおり，ご報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員

私は，この高校授業料無償化については，最近の教育改革の中では，相当大きな改革であり，社会の負担で，高校生が安心して勉学できる状況を整えるということは画期的なことだと思っている。ただ，初めてということもあり，改善しなければならない点もある。いまの説明の中にもあった「特例措置」を設けなければならないという

点などまさにそうである。病気や家庭の事情で留年した生徒の取扱い、ここのところが、各都道府県の判断に委ねられている状況にある。そのため、都道府県の中には、「留年の場合でも、授業料の徴収は行わない。」というところがある。その留年する理由については、説明の中で「想定される事例」として表現されたが、生徒ができるだけの努力をした結果、それでも留年ということであれば、留年時の授業料は徴収しないということが、この制度の趣旨だと思っている。県としてその部分の判断は個々の生徒の事情により難しくなると思うので、機会をとらえて、文部科学省に制度の趣旨を全国的に統一するよう申し入れてほしいと考えるが、如何か。

高校教育課長

高校授業料無償化の法律は、施行令、施行規則、副大臣通知などにより、その取扱いについて、その考え方や方針等が示されている。その中において、「やむを得ない事情」については、各都道府県の判断によるとされたものである。県としては、それを踏まえて、現在、「やむを得ない事情」について把握をしているところであり、各学校からの問い合わせに、一件一件、丁寧に対応しているものである。

その制度の趣旨を十分に踏まえて、県では対応していくものであるが、なお、国に対しては、さらに制度の趣旨が徹底されるよう要請していきたいと考える。

1 1 議 事

第1号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第2号議案 職員の人事について

第1号及び第2号議案までの会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

1 2 課長報告等

(1) 平成22年度第1回高等学校入学者選抜審議会への諮問について

(説明者：高校教育課長)

7月13日に開催された高等学校入学者選抜審議会において、平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び日程、平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について諮問したので、その内容についてご報告申し上げます。

まず、「選抜方針」について、資料6ページをご覧願いたい。左側に平成24年度の選抜方針、右側に平成23年度の選抜方針の対照表という形で示している。平成24年度入試については、7ページの5「連携型中高一貫教育に関する入試」について変更することとし、それ以外については、平成23年度の選抜方針を踏襲している。

連携型中高一貫教育に関する入試の変更について、8ページをご覧願いたい。志津川高等学校で行われている連携型入試について、2番の 主な理由 にもあるように、現状や課題を踏まえ、基礎的な学力を身につけさせて連携高校に進学させたいという地域連携中学校及び高校からの要望と、新入試制度への移行に伴い平成25年春から学力検査を実施することも受け、1年前倒しにより、当該校作成の適性検査を実施できるとするものである。9ページをご覧願いたい。下の【参考：連携型入試に関する法令】の学校教育法施行規則第90条第4項で、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるとされている。また、適性検査や学力検査を課している他県の状況については、資料のとおりである。

次に選抜日程について、3ページをご覧願いたい。平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜日程として、資料のとおり設定している。推薦、一般、第二次募集、それぞれの選抜の検査日・合格発表日については、推薦入試の出願開始から第二次募集の合格発表までの入試期間全体を勘案し、中学校における受験生の指導や、出願書類等の準備、高校における入試事務処理に必要な日数を十分確保し、同時に中高それぞれの教育活動にも配慮しながら、例年、設定しているところである。

こうしたことから、平成24年度入試については、推薦入試の面接と実施日は1月31日火曜日、合格発表は2月7日火曜日、一般入試の学力検査日は3月8日木曜日、合格発表は3月14日水曜日としたいと考えている。なお、参考として、10ページに平成13年度から平成23年度までの入学者選抜日程の推移、

11ページには平成22年度から平成24年度までの高等学校入学者選抜事務日程を示している。

3つ目として、平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について、4ページをご覧いただきたい。当初のスケジュールのとおり、例年と比べて1年前倒しを行い諮問している。本年3月の教育委員会定例会において決定した宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針の内容を踏まえ、平成25年の春に実施する新しい高校入試制度に対応する形で作成しているものである。12ページをご覧いただきたい。平成25年度、平成23年度の選抜方針の対照表の形でまとめている。宮城県立高等学校における入学者選抜は厳正に行うものとするという、本県の入学者選抜方針の大前提及び1の「基本原則」については、従前と同様である。

2の「前期選抜」から5の「連携型中高一貫教育に関する入試」については、これまでの選抜方針を参考にしながら、見直し方針に示した内容を整理し、文章化している。2の「前期選抜」では、調査書、その他必要な書類、学校独自の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとしている。13ページをご覧いただきたい。3の「後期選抜」は基本的には現行と同様であるが、特色ある学校づくりを一層すすめるという観点を踏まえ、「学校・学科の特色に応じて」という文言を加えている。また、(2)のAは、「前期選抜」の記載に揃えたものである。

4の「第二次募集」は従前と同様である。5の「連携型中高一貫教育に関する入試」では、見直し方針等を踏まえ、現行の選抜資料に前期選抜に準じた3教科の学力検査の結果を加えている。

以上の内容について、高等学校入学者選抜審議会に諮問したところであり、本年11月に開催を予定している同審議会において、答申を得たいと考えている。

以上のとおりご報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員

私が持参したこのリーフレット「宮城県の公立高校の入試制度が変わります 平成25年春の高校入試から」について、これはどの範囲まで配布しているのか。この内容について、よく分からないという声が聞こえてくる。

高校教育課長

中学校1年生を対象に、公立中学校については全生徒に配付できるよう印刷を行い、学校への配付は完了している。ただし、学校によっては、PTAの会合や、夏休みにかけての三者面談等の場で、説明をしながら家庭に配付する計画のところもあるため、その点で保護者への周知に時期的な違いが生じていると思われる。いずれにしても、その内容については、今後、より積極的に周知に努めていきたいと考えている。

まずは初年度、中学校1年生向けということで周知活動を始めており、中学校の先生方を対象としては、この6月に各地域を周り説明を実施した。高等学校のほうは7月に入ってから説明会が完了しており、現在は色々な意見等を出してもらっている段階である。今後、入試の進め方や周知方法等について、色々と詰めていくことが必要であると考えている。

小野寺委員

大幅な入試制度の改革であることから、十分に分かりやすく説明を行っていただきたい。

(2) 平成22年度公立高等学校入学者選抜学力検査分析結果について

(説明者：高校教育課長)

「平成22年度公立高等学校入学者選抜学力検査分析結果の概要について」、ご報告申し上げます。紫色の冊子の1ページ5行目のところをご覧いただきたい。

この冊子は、「1 検査問題の妥当性を検討し、今後の内容・形式等の改善に資すること」、「2 受験者の学習成果の実態を明らかにし、県下中学校の学習指導上の留意点を考察すること」を目的として作成しているものである。

2ページの「学力検査の結果」をご覧いただきたい。今回の入試全体の概要を示している。「1 総点」は、一般入試における全日制課程受験者全員の、5教科総点の母数分布を示したものである。昨年度よりは中央値の大きな分布になっており、総点の高い層が減少しているが、正規分布に近い形となっており、全体としてほぼ妥当であったと考えている。

2ページから3ページに、各教科の平均点及び得点分布を示している。教科ごとに分布のピークは違うものの、得点分布から見ると入試の問題として妥当なものであったと考えているところである。今後も中学校における指導の充実を期待するとともに、問題作成にこの結果を反映させていきたいと考えている。

次に、4ページに各教科の分析結果の概況を記載している。5教科全体を通して、基礎・基本は概ね定着していることが見えるが、いわゆる応用力・活用力の点及び今回の新指導要領の改訂の要点でもある表現力で、課題があると思われる。5ページ以降に各教科の結果と考察について詳しく記載しているので、後ほどご覧いただきたい。

以上のとおりご報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員

いまの高校教育課長の話のとおり、2つのねらいがあって、この報告冊子ができているのは了解である。これを見ると正規分布に近いものであり、そういう観点では妥当性は認められるし、学校現場の声でも、宮城県の問題は評判がいい。個人的には、この結果を高校別に見たら、どのような分布になるのか興味があるところである。いつか機会があれば、そのようなデータが出てくればと考えている。

それで、分析結果について報告があったが、申し訳ないがいつも同じ内容であり、判で押したように、「基礎・基本は概ねいい。」が、「応用力と活用力、表現力に課題がある。」との報告である。確かにそのとおりと言えるが、ただ、毎年、変わらない分析結果となっている。学習指導要領には応用力、思考力、判断力や表現力など、色々な要素が入っており、その重要性を指摘しつつも、結局のところ、その部分の成果が上がってこない。あるいは、基礎学力を見ても、色々課題が指摘されている。

この応用力の問題というのは、決して宮城県だけの問題ではない。宮城の子どもが特別低いわけでもない。私自身、応用力がなかったのも、なんとも言えないが、この問題について、なぜなのかとずっと考え続けている。応用力は、育てられないのか、育てることが難しいのか、その両方なのか。私が言っている「応用力」というのは、もちろん受験対策のためだけではないが、例えば、基礎・基本の段階でとどまってしまい、応用力を育てるまで手が回らないのか、勉強の時間が足りないのか、あるいは、教員の意識が問題なのか、教育施策が問題なのか、教材が問題なのか、これは非常に難しい問題だと考えている。そうはいうものの、いつも「応用力や活用力が足りない。」と指摘される点について、何か対策を取れないのかと思うわけである。この点どうであろうか。

高校教育課長

全体の結果を概括して説明すると、このような説明となる。より細かい部分に入っていくと、教科ごとの詳細な分析を行うということ、それから、小野寺委員からご指摘のあった、どうすれば応用力が育てられるのか、あるいは何が原因で育っていないのかという、色々な要素の部分について、何らかの対応はしたいと思っている。

この学力検査については、推薦入学者を除いた生徒が受検しているため、宮城県の学力全体をとらえているものではない。約3割の生徒が、推薦で合格し、学力検査を受けていないため、そういうことは確かに言える。そうであっても、受検した生徒の学力について、もう少し踏み込み、一工夫を加えた分析を行い、これが意味しているものは何かということに立ち、検討していきたいと考える。

義務教育課長

私見になることについて、ご容赦いただきたい。この応用力の問題については、昔から言われている色々な要因は、どれも間違いではないと思っている。

その理由や対策を検討するに当たって、皆がこの学力検査の問題を全教科解いてみる必要があると考える。私自身、理科が専門なので理科の問題だけやるということではなく、全教科を解いてみた。教職の道にいる者として、問題意識を持って全部の科目を解く、教え子である中学生は解くのに努力していることから、「この問題は解くことができる。」という教え方に結び付けるには、是非、関係者全員でこの受検問題

を、まずは解いてみるということを提案したい。

解いてみた感想としては、なかなか難しい問題である。国語もなかなか良い問題が出ている。哲学的でもあり、読み込んでいくと「人生論」にも結び付けることができる良い問題である。ただし、作文まで書くとなると、試験時間的に容易ではなかったというのが、正直な感想である。

そういう観点から、この応用力については、やはり皆で問題意識を持つことから始めなければならないと考える次第である。

小野寺委員

私は、入試のための応用力、教科書の中では「発展問題」というような形であったりするが、応用力というのはそれだけでないという気がしている。いわゆる社会できちんとした生活をしていくという力も、一つの応用力ではないかと思ったりもする。そのように話してくると、自分自身、何をどう整理して言葉にすればいいのか、難しくなってくるので申し訳がない。

私なりに考えると、来年度から学習スケジュールが過密になってくる。先ほども指摘したが、どちらかといえば外部テスト対策的なものが出てきて、授業を「習得」と「探求」に区分すれば、「習得型」の授業に偏重してしまう気がしている。そのような傾向の中で、昔でいうところの応用問題まで、やれなくなっていくのではないかと思っている。

これは私の持論に近い話にもなるが、「応用力」というのは、つまるところ、「好奇心」、特に「探求力」の問題になると思っている。これから子どもたちは、夏休みになるが、そこで、キャンプなど、学校とは違う色々な体験ができれば、結局のところ「応用力」というものは育つのではないかと思ったりもする。ただ、私の場合でいうと、小さい頃、色々な体験をしたものの、応用力は育っていないわけで、結局のところ、そこはよく分からない、本当に難しい問題である。

話のまとまりを欠いてしまい申し訳ないが、言いたかったことは、この学力検査等の結果については、本県でも全国でも、改善のないまま、毎年いつも同じ分析結果が出てきている。その部分について、もう少し多面的に掘り下げた分析を行い、真剣に考えていかなければならないのではないかとということである。

高橋教育次長

いまご指摘を受けた点について、学力調査の結果でも「活用力が足りない。」、今回の学力検査でも「応用力が足りない。」という結果が出ており、長年、同じような分析をしてきているということである。このような部分を踏まえて、授業の実施方法についてさらに改善をすすめるようということで、学力向上サポートチームが、小中学校で活動を始めているという状況である。そのような取り組みで、少しずつ授業の改善がすすめば、応用力の取得についても、各教科の指導の中で、さらに改善が図られていくものと考えているところある。

この学力検査の結果についても、この分析冊子を出すだけでは、果たしてどこまで実践に結び付いているかどうか、疑問となる部分はある。この点について、教員研修の中で、この分析結果を活用した取り組みができないか、さらに県の教育研修センターとも話をしていきたいと考える。

委員長

いまの小野寺委員の話で思い出したが、以前に読んだ本で、作者は忘れたが、面白いことを言っていると思ったものがある。それは、「本当に応用できるようにならないものは、学力ではない」という話である。要するに、人は、基礎的なことを習って、それを生きていく上で、色々と活用をする。その作者の言っていることは、例えば数学などは、ドリルを解いていけば一応できるようになるが、半年、1年と何もしないしていると、人はすうっと忘れてしまう。それを、一度何かに応用して、現実の問題として自分で結びつけると、そのときに、それが本物の知識になるという話であった。

自分自身の学生時代を思い出してみても、試験の直前に、短い時間で必死に知識を

詰め込んで、それを試験会場で吐き出すというものだったので、やはり本当の力、本当の知識というものではなかった。たいていの場合、試験が終われば、ほとんどサツと忘れてしまう、そういう系統の物の覚え方が中心になっているかもしれないわけで、そういう意味から考えれば、いつも申し上げているが、学力というものを基礎と応用に分けて、この先も説明していくことはいいことなのかどうか疑問であるし、大きな課題ではないかと思っている。

また、別な引用となるが、確か欧米の有名人の言った言葉で、「体験するまでは、すべてが真実とならない。」という話もある。ノートの上で覚えたことを、体験することによって、「あっ、こういうことだったのか。」と理解できたとき、その人にとっての身のつき具合というのは、相当違ってくるということである。

しかしながら、それを日常の教育プログラムの中で行うのはかなり難しい。それをどのような仕組みで行うのか、私としては、地域や家庭で行っていることと、学校教育をどのようにうまく結びつけていくかは、非常に大切なテーマであると思うのだが、なかなか簡単にはいかないことから、「学校」の中で何かの対策を講じる話に閉じこもっていつてしまう。

県が使う、学校と家庭、地域という説明の中に出てくる色々な言葉は、なかなか立派であるが、現実にはその中身が、どういうふうになっているのかを考えると、まだまだテーマとして大きな課題であると感じる。

その部分のことについてできてこないと、小野寺委員の話の答えにつながっていかないのではないかと思います、聞いていたところである。

小野寺委員

自分でも答えが見えないことを言ってしまったが、いつも考えていることで、私の頭の中にずっと引っかかっていることである。

委員長

哲学的な話であるため、興味もわいてしまい、話が長くなってしまいう話である。そろそろ、次に移りたいが、よろしいか。

佐竹委員

一言、言わせていただきたい。お願いします。

勉強というのは、一つの基本があり、それを展開することが応用だと思っている。それを実生活の中で体験できるように、一言の言葉の魔法のようなもの、例えば、「これは、勉強の上だけではなく、実はこういうところにも応用ができる。」みたいなことを、学校の先生、地域の誰でも色々な人が心掛ければ、「応用」というものが勉強の上ではなく、自然に体得していけるものではないかといつも考えているところである。応用は突然やって覚えるのではなく、一つの基本が根幹にあって、生きていく上で、それを転換していくということが応用だと思うので、学習指導の中にも、応用問題というものだけではない、一言の言葉的なもの、そういうものを網羅する教育というのがあると、それが助けになっていくのではないかと考える。

もう一点、話が戻ってしまうが、先ほどの学力向上サポートプログラムについて、当然ながら、公立学校に対するものであるが、県内には私立学校もある。例えばであるが、その実践しているサポートプログラムに、私立学校の教員が、情報的なもので構わないので、関わることができ、連携していくことができればいいのではないかと考えている。そのほかには、教員研修についても、そのプログラムや研修メニューの情報を私立学校にも提供し、受講の門戸を開けていただければと考えている。公立であろうと私立であろうと、同じ宮城県の子どもたちを教えているということから、そのような取り組みをお願いしたい。既に行われているかもしれないが、なお、お願いをしたい。

高校教育課

私立高校については、公立高校で実施している様々な研修会等を、できるだけ案内をするようになってきている。最近の例では、教育課程が変わることの説明会や教科研修について案内を行っている。昨日も、私立高校の数学研究会が開催されたが、当課の

担当者が派遣依頼を受け、講話、講演を行い、併せて質疑応答も行ってきている。今後とも、そのような機会を増やしていきたいと考えている。

佐竹委員

なぜこの話をしたかと言うと、県立高校の男女共学化のときに、どうしてもそこに入学できなくなった子どもたちが私立に流れる傾向が見えたということで、県教育委員会として、よかれと思ってつくったシステムが、子どもたちにとって反比例な状況とならないように、公立私立どちらも同じ宮城県の子どもたちを育てていくという意味でお願いしたいと思ったところである。

そして、ただいまの話を聞き、非常に安心したところである。今後もそのような取り組みを、是非すすめてほしい。

委員長
勅使瓦委員

他にどうであるか。

1つだけ申し上げたい。今回のこの結果を見たとき、どのように受け取ればいいのかと思った部分がある。それは、5教科の点数が100点以下の受検生が2.5%程度いるということで、さらにそのうち最低総得点が30点の生徒もいるということである。高校受検をする生徒は、基本的には、中学校までの学びを普通に受けてきていると思う。その上で、総合得点で、100点がいいのか50点がいいのかということになれば、私自身の中でも明確ではないが、この100点以下の2.5%の子どもたちも、将来的に社会に出て行くこととなる。

日常生活に、他人とのコミュニケーションや、必要なものの読み書きがないのであれば構わないかもしれないが、やはり社会に出れば、人とのコミュニケーションであったり、最低限の読み書き、計算ということが必要になってくる。そういう中で、毎年、2.5%ぐらい、このような得点を取る生徒がいるということは、社会として、受け入れたあとが非常に大変であろうし、本人としても、対応していくのが大変なのではないかと思うものである。

この点数を見たとき、例えば中学校の先生であれば、この点数を取っている生徒について、おおよそ分かっていると思うし、小学校のときの先生なら、自分の児童をこういった形で上の学年にすすめているということについて、どのように感じているのか気になる場所である。私の会社でも、いまは高校を卒業して入社してくる子どもたちがほとんどはあるが、それでも、読み書きの部分で厳しいという面が、実は少なくはないということがある。

この点数では、高校にも入りきれないという現実的な問題が出てくるのではないかと。少数ではあるが、この部分の生徒をどのように引き上げていくかという点について、義務教育の時点で考えていかなければならないと思う。これは先生だけの問題ではないだろうし、むしろ家庭の問題が一番ではないかなとも思うところである。子どもたちが社会に出てから苦労することのないよう、その点をもう一度、考え直さなければいけないのではないかと思います、話をさせていただいた。

高校教育課長

得点分布として非常に低い層があるという指摘である。高等学校の入学者選抜では、これらの層が必ず不合格になるということはない。現在、各高校では、入学してきた段階で、「学び直し」ができるような教科科目の設定をする方向で動いている。特に新しい学習指導要領においては、中学校時代の学習内容、あるいは小学校時代の内容に立ち返ることも規定されている。基礎が身につけていないと、学習をなかなか進められないことから、数学などの問題で基礎的な学び直しの科目、「何々の基礎」という形で導入を進めているところである。

それから、入学者選抜の段階から、入学後の学習についていけない層が多いと分かっている場合は、最初から学校設定科目という形で、基礎的な学力を身につけさせる工夫を、かなりの学校で取り組んでいる状況にあるので、そのような懸念がなくなるよう努力していきたい。

佐竹委員 | それは、各高校が取り組んでいることなのか。
高校教育課長 | そういうことである。
勅使瓦委員 | 高校は、色々努力をしている状況にある。
佐竹委員 | 了解である。
高校教育課長 | 決して、小中学校が努力をしていないというわけではなく、高校での事後ケアという
ことで、取り組みを始めているものである。
小野寺委員 | いわゆる「学び直し」、これは高校の学習指導要領に位置付けられており、かなり
力を入れてすすめていることについて、私は、大きな評価をしなければならないと思
うところである。私自身、義務教育に携わってきており、やはり反省はしているところ
である。このような高校における「学び直し」という取り組みから、義務教育も学
んでいかなければならないのではないかという思いである。
勅使瓦委員 | その部分を見てあげないと、子どもたちがかわいそうだと思うものである。

1.3 次期教育委員会の日程について

委員長 | 次回の定例会は8月12日(木)午後1時30分から開会する。

1.4 閉会 午後3時53分

平成22年8月12日

署名委員

署名委員